

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

## ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

## ◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町民課戸籍医療年金係までお申し出ください。

## ■医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を9月と3月の年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、一定期間の医療費をお知らせすることで、自己の健康への関心や後期高齢者医療制度に対する認識を深めていただくとともに、医療費通知を被保険者に直接届く広報媒体として活用し、様々な健康等に関する情報を提供することで、医療費適正化、ひいては被保険者の負担軽減を図ることを目的としております。

## ◆医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

## ◆注意事項

- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。
- このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

## お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係

電話 2-2453

(有料広告)

## 認知症対応型共同生活介護 グループホーム平里の家 随時入所相談受付中!



- 要支援2～要介護5までの認定を受けられている方
  - 認知症の診断を受けている又はこれから受けられる方
  - 1人で生活できない、介護が必要な方はご相談下さい
- ※現在、生活保護を受給されている方や認知症の診断がない方も、お気軽にご相談下さい

<スタッフ募集> 経験・資格不問 親切・丁寧にご指導します

随時見学、ご相談承ります!

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513 北海道山越郡長万部町平里43-23

TEL・FAX 01377-2-3338

TEL 01377-2-6363

代表取締役 鈴木敏夫